

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年11月から53年3月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで

私はA県B町（現在は、C市）から、昭和51年11月に、D市E区F町へ転居したときに転入届と同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。また、昭和56年度の1年分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間前の昭和53年7月から54年3月までの期間、54年7月から55年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間を申立人からの申出により社会保険事務所が発行したと推認できる納付書を利用して、それぞれ過年度納付しており、申立期間直後の昭和57年度についても納付済みであることが、社会保険事務所の保管する特殊台帳で確認できる上、申立人は、申立期間の前後を通じて生活状況に大きな変化は無かったとしていることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人はA県B町からD市E区へ転居した際に国民年金の再加入手続きを行い、国民年金保険料を継続して納付したと主張しているが、申立人が同区に転居したのは戸籍の附票によると昭和51年11月15日であることが確認できるものの、申立人が所持す

る年金手帳にはD市における住所地は記載されておらず、D市が同年4月以降の国民年金保険料の納付状況を記録している国民年金収滞納リストにおいても、申立期間①の現年度保険料を納付した記録は無い上、社会保険事務所が保管する特殊台帳においても、現年度保険料として納付されなかったため社会保険事務所が過年度保険料として徴収するために納付書を発行したことを示す記載が2年度にわたり残されているが納付月数は訂正されていないなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年7月まで
② 昭和45年10月から51年4月まで

私は、国民年金の制度が始まってすぐに市役所で夫婦一緒に加入手続を行い、国民年金保険料も夫婦一緒に集金人に支払っていた。その後、市役所から未納の通知が届き、当時保管していた年金の領収書を市役所に送付したが、何の連絡も無かった。納得できないので、調査してほしい。また、付加保険料については制度が始まってすぐに支払い始めたので併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は国民年金制度発足前に国民年金に加入し、申立期間を除き保険料をすべて納付しているほか、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、昭和41年11月1日に強制から任意に国民年金加入資格の種別変更を適切に行い引き続き保険料を納付しているなど、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したとしており、申立人が所持している国民年金手帳では申立期間の保険料が現年度納付されたことを示す検認印が無いものの、申立期間当時、A市においては集金人が過年度保険料についても収納していたことが確認されて

いる上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は申立期間の保険料を納付済みであり、申立人が申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②については、申立人は昭和 45 年 10 月から国民年金付加保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する 46 年 4 月 1 日発行の国民年金手帳には「所得比例保険料を納付する者となる申出、51 年 5 月 28 日」との記載が有り、この記載は社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立人はこの日に付加保険料納付の申出を行ったことが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年3月まで

私は、昭和44年9月ごろ、国民健康保険の加入手続をするために区役所へ行った際、窓口で国民年金についても加入を勧められたので加入した。未納となっていた保険料もすべて納付したはずであり、申立期間が未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除いて60歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市では、国民年金の加入手続時において未納期間がある場合には、過年度保険料についても納付を勧奨することが通例であったことを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月まで

私は、昭和 58 年 1 月に夫が転勤したことにより、A 県 B 市から C 県 D 市へ転居した際に、同市への住民登録と同時に国民年金の再加入の手続きを行い、毎月、同市役所で国民年金保険料を納めていたにもかかわらず、納付済みの記録が無い。55 年 4 月から 57 年 3 月までについては、未納とされていたが、今回の年金記録照会により平成 20 年 5 月に納付済みに訂正された経緯も有り、申立期間についても、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 10 月に国民年金に任意加入して以降、第 3 号被保険者期間を除き、国民年金加入期間中は、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、A 県 B 市から C 県 D 市に転居した際に、住民登録と同時に国民年金の再加入手続きを行ったとしており、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間は未加入の期間とされているが、申立人が所持している年金手帳の住所欄に、昭和 58 年 1 月 11 日に同市に住所変更したとの記載が有る上、同市が保管している国民年金被保険者名簿にも、同日に同市に転入したこと、及び同年 3 月 29 日に被保険者情報等の電算処理を行ったことが記載されており、これらの事実から、同市では、申立人を国民年金の被保険者として管理していたことがうかがえ、申立内

容と符合していることを踏まえると、申立人は、同市に転居したと同時に国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの期間は未納期間とされていたが、D 市が保管している国民年金被保険者名簿の保険料納入記録表に、前住所地である B 市での納付済みの記録があったことから、平成 20 年 5 月 27 日に納付済みに追加修正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA企業組合（昭和29年6月1日に株式会社Bに名称変更）における資格喪失日（昭和29年9月1日）及び資格取得日（昭和32年5月8日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から32年5月8日まで

私は、昭和27年12月から32年9月末までA企業組合で継続して勤務していたが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A企業組合において昭和27年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、29年9月1日に資格を喪失後、32年5月8日に同社において再度資格を取得しており、29年9月から32年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A企業組合で勤務していた複数の同僚及び元事業主の妻が「申立人は継続して勤務していた。」と供述していることから、申立人は申立期間において同組合に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該複数の同僚は、申立人が業務内容等の変更無く勤務していた旨を供述しており、申立人と同じ業務に従事していた複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A企業組合は既に解散し、同組合の元事業主の妻は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年9月から32年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から53年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から53年10月まで
私の父親は、社会保険事務所から私に国民年金の任意加入の案内があった際に、私に代わって国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を払い込んでくれていた。申立期間の年金記録を調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立人が婚姻するまでの申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立期間について、A市が保管する国民年金納付記録においては未加入期間とされており、これは、社会保険庁のオンライン記録とも一致し、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和60年9月にA市において払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない上、申立人からも保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年10月まで
私の国民年金は、昭和48年6月にA市役所で国民年金の加入を勧められて手続を行い、国民年金保険料は、さかのぼって支払えると言われ一括して支払った。国民年金手帳にも初めて被保険者となった日は昭和36年4月1日とあり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和48年6月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、51年2月にA市において払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点において、昭和48年度及び49年度の保険料を昭和51年3月10日に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料は時効により納付できず、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではなく、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの期間及び43年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年10月から43年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで

私は、20歳になったとき、国民年金加入勧奨の通知が来たので、両親の国民年金保険料を徴収に来ていた集金人に国民年金の加入手続を依頼し、保険料を支払った。昭和43年3月に結婚した後も、住所は同じ町内であり、家族一緒に集金人に保険料を支払った。申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、昭和41年10月に20歳になったのを契機に国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付し、婚姻後についても家族と一緒に納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の45年11月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人からは、さかのぼって保険料を納付したとの主張は無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から9年3月まで

私は、妻の分も含め、申立期間の国民年金保険料の免除申請手続を毎年、A区役所で行っていた。妻については、免除の承認が行われているのに、私については、免除の承認を受けたこととされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年度から毎年、申立人の妻の分を含め、免除申請書をA区役所に提出していたと主張しているが、申立人は、平成4年12月1日にA区へ住民票の転入届出を行っているものの、国民年金の同区への住所変更届については8年4月以降に行ったことがB市の保管している国民年金収滞納リストから推認できる上、C市の保管している申立人の国民年金被保険者名簿では同区への住所変更の記載が無く、昭和60年度から平成5年度までは未納となっているなど、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金のA区への住所変更手続を行った平成8年4月以降の時点では、申立人は申立期間の国民年金保険料の免除申請手続をさかのぼって行うことはできず、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年10月まで

私は、昭和40年1月ごろ、当時働いていたA県B市の保育園長に国民年金の加入を勧められ、当時居住していたC県D市のE支所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は、近所の納付組合長が集金を行っており、最初のころは200円を支払い、印紙の貼付方法などの説明を受けた記憶がある。国民年金手帳の色は朱色だったと記憶しているが、当時の国民年金手帳は紛失して今は無い。申立期間について納付したはずなので改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月ごろ、C県D市役所E支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については納付組合長を通じて納付していたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、43年12月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立人の国民年金資格取得日は同年9月1日であることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の

国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年11月から41年3月まで
A県B郡C町（現在は、D市）に住む両親が、E市で大学生だった私の国民年金保険料を納付してくれていたのではないかとと思われるので、再度、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の両親が納付してくれていたと主張しているが、申立人の基礎年金番号は、同番号制度が導入された際に、申立人が、共済組合の組合員であったために付番された番号であり、社会保険庁の基礎年金番号情報記録には、国民年金手帳記号番号は登録されていない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年1月までの期間及び61年4月から平成8年3月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年1月まで
② 昭和61年4月から平成8年3月まで

私の国民年金保険料免除期間については、妻が、A区役所、B社会保険事務所、郵便局、C信用金庫、集金人などに、自分の保険料と一緒に追納しており、そのことは当時の納付書の表紙に覚書をしている。納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を区役所等で追納したことを示す資料として、申立期間当時にD市が毎年度送付した国民年金保険料払込通知書を所持しており、当該払込通知書には「追納した」、「後から納めた」等と記載されているが、追納に係る保険料は、別途、社会保険事務所が発行する国庫金納付書により金融機関等で納付することとされており、同市が発行した同払込通知書では追納できない上、申立人は、当該払込通知書を保管していながら、国庫金納付書で納付した際に発行される領収書については全く保管していないなど、申立人の主張は不自然である。

また、社会保険事務所が保管する領収済報告書により、申立人は、昭和61年2月及び同年3月の国民年金保険料を平成8年2月16日に追納していることが確認できるが、追納することができる期間は、過去10年以内の期間であり、一部を追納する場合は、追納する月を任意で選択す

ることはできず、先に経過した月分から追納することとされていることから、この時点では、申立期間①の保険料は、追納できなかったものと考えられる。

さらに、上記の払込通知書のほかに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から31年3月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の7か月間について未加入期間になっていることがわかった。当該期間はA相互会社B支社に継続して勤務しており、未加入期間となっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C株式会社（申立期間当時はA相互会社）のD本社及びE支社に照会したところ、いずれも申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されておらず、当時の事情は不明である旨を回答していることから、申立人の勤務実態が確認できない。

また、元従業員へ照会を行っても、申立人のB支社における勤務実態が確認できる明確な供述を得ることはできない。

さらに、申立人は当該事業所において、営業職であったと述べており、これについて、当時、営業職の者を指導していたとする元従業員は、厚生年金保険への加入について、内勤は全員加入であったが、外勤は一定の試用期間後に加入であった旨を供述している。

加えて、申立人が勤務先として主張するA相互会社B支社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の給与担当者等も所在が不明であることから、申立人の給与からの厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる資料や供述を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から34年5月1日まで

昭和27年か28年ぐらいから34年4月30日までの申立期間において、A駅構内の地下にあったB株式会社から各地の国鉄駅構内の電気工事に従事したのをはじめ、C市の米軍施設や国際会議場の電気工事に従事したが、その間の厚生年金保険の加入記録が無い。いつ、どの事業所に、どのくらいの期間勤務していたかの記憶はないが、働いていたのは確かであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB株式会社、D株式会社、E株式会社、F株式会社及び有限会社Gの5箇所の事業所において勤務し、様々な電気工事に従事していたとするが、いつ、どの事業所で、どのくらいの期間勤務していたかについて具体的に記憶しておらず、勤務したとするいずれの事業所においても「給与明細書をもらったことがない」と述べており、勤務の実態及び厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は所持していない。

B株式会社について、申立人は当該事業所に勤務し各地の国鉄構内の工事に従事したとするが、当該事業所に照会したところ、事業所の保管する当時の社員名簿に申立人の氏名の記載が無く、複数の元事業所関係者に聞き取りをしたが、そのうちの1人によると当時の現場は下請け業者等の各種労働者が混在していたとのことであり、申立人との雇用関係は不明である旨の回答があった。

また、申立人は、雇用関係について当該事業所の監督から現場で指示を受

けていたので当該事業所に籍があったものと思うと述べているが、申立人は現場監督2人について姓のみしか記憶しておらず、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、1人の姓の記載はあるものの特定はできず、そのほか申立人は同僚の氏名を記憶していないため勤務の実態について供述を得ることはできない。

D株式会社について、申立人は、当該事業所に勤務し米軍施設及び国際会議場の工事に従事していたとするが、当該事業所に照会したところ、当該事業所が米軍施設及び国際会議場の工事に関与していたこと及び申立人との雇用関係は不明である旨の回答があった。

また、申立人は、工事の元請けであるH株式会社の関係者として3人の氏名を挙げているが、申立人によると3人共に既に亡くなっているため、当時の勤務実態等についての供述を得ることはできない。なお、社会保険事務所のH株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において上記3人の記録は確認できない。

申立人は、申立期間においてD株式会社・E株式会社（現在はI株式会社）・F株式会社のいずれかの事業所において国際会議場の工事に従事していたと主張しているが、勤務した具体的な時期については申立人の厚生年金保険被保険者期間のある昭和34年5月1日以前という以外に記憶がなく、同僚等についても記憶していないため、勤務の実態についての供述を得ることはできない。

また、I株式会社に照会したところ、事業所の保管する当時の労働者名簿に申立人の氏名の記載は無いため、申立人との当時の雇用関係については不明である旨の回答があった。なお、F株式会社は既に解散しており、元事業主も亡くなっているため、元従業員に照会したところ、「申立人には記憶がない」「国際会議場の工事は下請け業者に委託していた」と供述しており、申立人と雇用関係があった事業所は確認できなかった。

有限会社Gについて、申立人は、社会保険庁に申立人の厚生年金保険被保険者の記録がある期間以外にも当該事業所において勤務していたとするが、具体的な勤務期間及び同僚については記憶しておらず、勤務の実態について供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所の保管する有限会社Gの健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の氏名、資格取得年月日の昭和28年1月1日及び資格喪失年月日の同年2月1日が確認できるが、申立人の資格喪失年月日と同日に当該事業所は適用事業所でなくなっており、元事業主も所在が不明であるため、申立てに係る事実を確認することはできない。

申立人が申立期間に勤務したとするB株式会社、D株式会社、I株式会社、

F株式会社、有限会社Gに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について調査した結果、いずれの被保険者名簿においても申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号は連続して欠番もないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 732 (事案 59 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月5日から平成元年2月5日まで
② 平成元年3月5日から4年10月5日まで

私は、A株式会社に申立期間①及びB株式会社(現在は、C株式会社)に申立期間②の期間に勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、次の理由から既に当委員会の決定に基づく平成20年5月20日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間①については、当時の事業主は申立人が申立期間の一部期間において勤務していたことは認めているものの、当該事業所は当時厚生年金保険の適用事業所ではない上、申立人は申立期間の一部期間は国民健康保険に加入していることが確認できる。また、申立期間②については、B株式会社は既に解散し、合併後のC株式会社に照会しても、関連資料が保管されていないため、具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、申立期間について、申立期間①を昭和61年4月から平成元年3月としていたものを昭和62年10月5日から平成元年2月5日までに、申立期間②を平成2年4月から5年3月としていたものを元年3月5日から4年10月5日までに変更している(今回の申立期間はいずれも前回の申立期間に含まれるもの

である。)

そこで、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて申立期間①に係るA株式会社の申立期間当時の事業主及び当時申立人が勤務していたとしている同僚に係る国民年金の記録についても調査したところ、社会保険庁の記録において、当時は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、上記の事業主及び同僚が共に国民年金に加入していることが確認できた。

また、申立期間②に係るB株式会社について、当時当該事業所に勤務していた複数の同僚に対し新たに照会しても、申立人が申立期間に勤務していたことは推認できるものの、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認するための供述を得ることはできない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から25年4月30日まで

私は、昭和24年4月から25年9月30日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い。私は、24年4月から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における業務内容に関する記憶から、申立期間において時期は不明だが同社に勤務していた可能性はあるが、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主の所在は不明であり、当時の給与明細書等、関連資料の存否も不明のため、申立てに係る事実は確認できない。

また、申立人が、「私がA社に入社する前から働いていた。」と供述している同僚は、「昭和24年4月から25年3月までの期間においては、私は中学校在学中であるため、A社では勤務していない。」と供述しているため、先輩である上記同僚が働いていないとしている昭和24年4月から25年3月までの期間についても、A社で働いていたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

さらに、申立期間にA社に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立てに係る事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 52 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A相互会社に内勤事務として勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が改定前の標準報酬月額を下回っている。特に昭和 51 年 10 月以降は、給与が下がることは無かったはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A相互会社に保管されている「厚生年金被保険者台帳」に記載されている申立期間の標準報酬月額は、昭和 49 年 8 月から 51 年 7 月までの期間は 20 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、同年 10 月から 52 年 7 月までの期間は 22 万円と記録されており、これは、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている標準報酬月額と一致していることから、事業主が社会保険庁の記録どおりに届出を行っていたことが確認できる。

ちなみに、昭和 51 年 6 月の厚生年金保険法の改正により、同年 8 月から厚生年金保険標準報酬月額等級区分の改定が行われ、従前の標準報酬月額等級が最上位の第 35 級 20 万円であった申立人の標準報酬月額は、A相互会社が提出した前年の被保険者報酬月額算定基礎届(昭和 50 年 5 月、6 月及び 7 月の平均額)に基づき 51 年 8 月から 24 万円に決定され、同年 10 月からは、同年に提出された被保険者報酬月額算定基礎届(昭和 51 年 5 月、6 月及び 7 月の平均額)に基づき 22 万円に決定されている。

また、社会保険事務所が保管するA相互会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和42年3月31日に被保険者資格を取得している71人のうち23人は、申立人と同様に51年7月の標準報酬月額が当時の上限である20万円となっており、法改正により同年8月の標準報酬月額が変更された後、同年10月からは、同年5月、6月及び7月の報酬額に基づき見直されていることから、かかる標準報酬月額の変更について不自然な点は見られない。

さらに、A相互会社の厚生グループの担当者は、「申立期間当時から現在まで、被保険者報酬月額算定基礎届には法定の報酬は全て加算して届け出ている。」と回答しており、複数の同期入社と同僚は、「基本給与がダウンすることはあり得ないが、時間外手当や通勤交通費等は大幅に変動することがあり、標準報酬月額がダウンすることもある。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 16 日から同年 8 月 16 日まで
昭和 44 年 2 月から 48 年 4 月まで A 株式会社（現在は、B 株式会社）に継続して勤務したが、社会保険庁の厚生年金保険加入記録では、申立期間が未加入期間となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述から、申立人が A 株式会社に勤務していたことは推認できるが、上記同僚等の供述においても申立人の勤務期間等は明確ではなく、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、A 株式会社は平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人の A 株式会社における雇用保険の被保険者記録によれば、申立人の資格取得日及び離職日は、社会保険庁の記録における厚生年金保険の資格取得日及び資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 45 年 3 月 16 日付けで資格喪失し、同月に健康保険証が返納されていることが記録されている上、申立期間前後の申立人の健康保険の整理番号もそれぞれ C 番と D 番と異なっているため、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月21日から平成元年9月21日まで
私は、昭和61年5月から平成3年8月末までの間、A株式会社（現在は、株式会社B）に継続して勤務し、結納筆耕の仕事をしていたが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、申立期間が未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A株式会社で働いていたことは推認できるが、事業主（A株式会社の人事関係資料を管理しているC株式会社）に照会したところ、申立期間当時における賃金台帳等の関連資料は保管されていないと回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和61年5月6日にA株式会社において被保険者資格を取得し、63年5月20日に離職しており、雇用保険の被保険者であった期間が厚生年金保険の被保険者期間と一致することから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの厚生年金保険被保険者資格に関する届出を行ったことが推認できる。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和63年11月9日付けで特別支給の老齢厚生年金の老齢給付裁定請求書を提出し、社会保険事務所は、同年12月8日付けで裁定を行い、申立人がA株式会社において厚生年金保

険被保険者資格を再取得するまでの間、申立人に対して同老齢給付を全額支給していることが確認できることから、社会保険事務所の処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 9 月 1 日まで

A市立B中学校から紹介され、昭和 30 年 4 月 1 日からC商店に勤務した。健康保険証があったので厚生年金保険もあったものと考えている。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する写真及び元同僚の供述から、申立人が申立期間の一部においてC商店に勤務していたことは推認できるが、同商店の法人登記簿は見当たらず、D協同組合に照会しても、申立人が供述する同商店の所在地近辺で履物を製造していた同名事業所の存在は確認できない。

また、社会保険庁の記録において、C商店が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できないほか、申立人が氏名を記憶している元同僚は、C商店の従業員は3人であり、厚生年金保険の適用はなかった旨の供述をしていることから、同商店は厚生年金保険法における強制適用事業所としての要件に該当していなかったことがうかがえる。

さらに、上記元同僚は、申立人と同時期に学校を卒業した後、申立人と一緒にE株式会社において勤務した旨回答しており、この回答内容は、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人及び元同僚が昭和 30 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者となっている記録からも肯定できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月 25 日から 57 年 10 月 1 日まで
昭和 51 年 11 月 25 日に株式会社Aが設立された時から営業の仕事をしてきたが、社会保険事務所の厚生年金保険加入記録では、申立期間が未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの事業主及び元同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年 10 月 1 日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった事実は確認できない。

また、株式会社Aの事業主に照会したところ、申立期間当時、同社は厚生年金保険には加入しておらず、申立人の厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答している。

さらに、株式会社Aの経理事務を受託している事業所の事業主に照会したところ、申立期間当時、同社は厚生年金保険に加入していなかった旨供述している。

加えて、複数の元同僚は、株式会社Aは、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった旨供述しており、社会保険庁の記録において、同社の事業主及び元同僚は、同社において申立人と同日の昭和 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者となって

いることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月2日から30年2月18日まで

私は、60歳で年金の手続にA社会保険事務所へ行ったところ、B株式会社C工場に保健婦として勤務していた期間が脱退手当金支給済みとされていることを知った。脱退手当金を受給した記憶はないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを示す記載が有り、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額、支給年月日は社会保険庁のオンライン記録の支給金額、支給年月日に一致している。

また、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和30年3月19日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 35 年 12 月 17 日まで
申立期間について、社会保険事務所から昭和 36 年 4 月 17 日に脱退手当金を支給済みという回答があったが、私は 35 年 12 月に A 市に引っ越しており、受領した覚えがないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 4 月 17 日に支給決定されているほか、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日である「回答済 36. 2. 15」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人の欄に「脱」の表示は無いが、申立人を含む脱退手当金の支給記録が確認できる同僚 12 人のうち 11 人に「脱」の表示が無いことを踏まえると、被保険者名簿に「脱」表示が無いことをもって脱退手当金が支給されていないと推認することはできない上、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月1日から40年5月1日まで
(A生活協同組合)
② 昭和40年11月16日から42年11月16日まで
(B病院)

昭和38年3月に退職したC株式会社D工場の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受け取った記憶があるが、A生活協同組合とB病院の被保険者期間については受け取った記憶がないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、脱退手当金計算書には、昭和43年2月9日付けで小切手交付済の押印が有るとともに、裏面の送金先郵便局欄には「E郵便局」の記載が有ることから、国庫金送金通知書により、同郵便局の窓口で脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立人は、C株式会社D工場における被保険者期間のみの脱退手当金を5万円ぐらい受給したとし、申立期間①及び②の被保険者期間については、脱退手当金を受給していないと主張しているが、脱退手当金裁定請求書では、上記のすべての期間について脱退手当金を一括して請求していることが確認でき、すべての期間の脱退手当金として5万2,144円が支給されていることから、申立期間①及び②の期間は受給していないとする申立人の主張は不自然である。

さらに、B病院の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを

意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年2月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。